

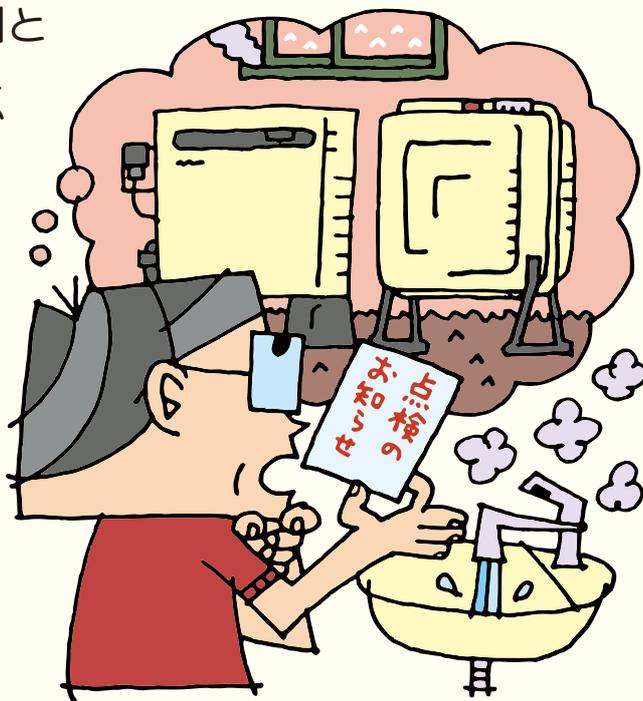
見守り 新鮮情報

第85号

「**長期使用製品安全点検制度**がスタートしました。地区担当者が順番に石油給湯器の安全確認を**無料**で行っています」という**はがき**が届いた。後日、「訪問する」と

電話があり、点

検に来た男性2人から「部品が汚れている」「このままだと**火事**になるかも」と言われ、心配になり**部品交換**をすることにした。代金の**9万6千円**を支払う直前に振込用紙を見て、**メーカー**や**販売業者**とは**無関係**な業者だと気づいた。(70歳代 男性)



国の新しい制度を口実にした、 石油給湯機の点検商法!

■平成22年4月

■四国地方



ひとこと助言

だまされないで!



見守るくん

- 長期使用製品安全点検制度とは、石油給湯機などの9品目について、長期使用による事故を防ぐために平成21年4月からスタートした点検制度です。メーカーや輸入業者に所有者登録することで、登録した業者から適切な時期に点検通知が届き、点検(原則有料)を受けることができます。
- メーカーや輸入業者による点検通知義務は、制度スタート以降に製造・輸入された製品が対象です。事例の石油給湯機はそれ以前に製造されたもので、対象外でしたが、無関係の業者があたかもこの制度に基づいているかのように通知を出して訪問のきっかけをつくり、部品交換を勧めていました。
- 制度スタート以前に製造・輸入された製品についても、希望すれば点検を受けることができます。メーカーなどに直接問い合わせましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。